

## 支援措置対象者に係る戸籍附票の写しの誤交付について

戸籍の附票の写しの交付時に、支援措置<sup>(※)</sup>対象者の個人情報の一部を、相手方代理人(弁護士)に交付したことが判明しましたのでお知らせします。

※支援措置…DV、ストーカー行為等、児童虐待といった被害者の保護を図る観点から、被害者の住所が記載されている書類(住民票の写しや戸籍の附票の写し等)について、被害者からの申し出により、加害者への発行を制限する制度

### 1 概要

令和6年5月27日、支援措置対象者4名分の戸籍の附票の写しを、相手方代理人(弁護士)に誤って交付したものを。

### 2 経緯

令和6年5月24日 郵送にて、相手方代理人(弁護士)から戸籍の附票の写しの請求書を受付  
令和6年5月27日 支援措置担当職員により、システム上の発行制限を一時解除  
発行担当職員が戸籍の附票の写し(全員分)を発行  
令和6年7月12日 支援措置対象者からの指摘により誤交付が判明

### 3 原因

請求された戸籍の附票には、システム上で発行制限が掛かっていたため、郵送による請求を受け、支援措置担当職員はシステムの制限解除を行いました。

その後、発行担当職員への指示が不明確だったため、支援措置対象者を含む「全員分の戸籍の附票の写し」を誤って発行したものです。

### 4 その後の対応

誤交付が判明した当日、支援措置対象者に謝罪を行うとともに、あわせて警察署へ連絡を行い、対象者の安全確保について依頼しました。

また、市から転居費用等の賠償を考えております。

## 5 再発防止策

---

今回の事態を重く受け止め、改めて事務の流れを確認し、マニュアルの見直しを行いました。  
システムを解除する職員と、発行作業を行う職員との連絡の際、行き違いが起これないように、  
申請書を補完する処理票を作成し、確認すべき内容を明らかにします。

関係職員へは、支援措置での被害者保護の重要性を改めて周知するとともに、再発防止に努めてまいります。

### 【問い合わせ先】

岡山市 区政推進課 佐々木 直通086-803-1033 内線3750